



遺言書の「検認」って？



先日夫が亡くなり、家の中から遺言書が出てきました。

遺言書が発見された（あるいは生前から預かっていた）場合、どうすればよいのでしょうか。

遺言書の保管者や遺言を発見した相続人は、遅滞なく、家庭裁判所に、遺言書の検認を請求しなければなりません。

けんにな

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

遺言の内容を判断する手続ではありませんので、検認を受けていないからといって無効となるわけではありません。



じゃあ面倒だし
検認しなくても？

ただ、実際のところ、検認を受けていない遺言書は、
預金の解約（払い出し）、不動産の名義変更等の手続きには使えません！



つまり、検認を受けていない遺言書は、絵に描いた餅のようなもので、実際は役に立たないものとなります。

この点、唯一、**公正証書による遺言書**については
検認の手続きは必要なく、原本が公証人役場に保存されているため、偽造変造の恐れもありません。

後の安全安心を取るなら、公正証書により遺言書を作成することをお勧めします。

公正証書による遺言書ならF&Partnersへご相談ください！

今週の
お客様の**声**

相談しようか
迷っている方へ

熊谷市 おの皆様

安心して依頼して下さい。信頼できるところから！と。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548

F&Partners 司法書士法人

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

